

兵庫県公報

令和5年10月31日 火曜日 第461号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然鳥獣共生課）	3
○ 特別保護地区の指定（同）	4
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○ 令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	11
○ 平成17年兵庫県告示第1187号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	11
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	28
○ 入札公告（阪神北県民局）	29
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	31
○ 同 上（北播磨県民局）	31
○ 同 上（中播磨県民センター）	32
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	32

告 示

兵庫県告示第1091号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
たじま荘認知症対応型通所介護事業所	豊岡市日高町十戸455	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	令和5年6月13日
地域密着型特別養護老人ホーム常寿園	高砂市北浜町牛谷718—53	社会福祉法人常寿会	高砂市北浜町牛谷721—1	同 月15日
薬局ジャパンファーマシー 三田中央店	三田市大原字上野ヶ原1310—2	株式会社ジャパンファーマシー	神戸市灘区灘北通5—8—10	同 年5月1日



兵庫県告示第1092号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ひるけあ	伊丹市中野東1—363—307	合同会社ライト	伊丹市中野東1—363—307	所在地
JAM independence support 訪問看護	同 市西台5—6—19	株式会社JAM	大阪府豊中市上津島3—11—4	事業所名称・所在地
介護センター平岡	加古川市平岡町高畑20—1	有限会社ルーカス	加古川市平岡町高畑20—1	所在地
長尾地域包括支援センター	宝塚市山本東2—8—20	社会福祉法人愛和会	大阪府豊中市寺内1—1—10	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
アースサポート加古川	加古川市加古川町栗津253—9	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1—4—14
サンミ調剤薬局御津店	たつの市御津町中島1664—5	有限会社サンミ企画	大阪府茨木市北春日丘1—7—9
林泌尿器科	川西市中央町8—8	医療法人社団林泌尿器科	川西市中央町8—8



兵庫県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年10月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（中山間地域型）	九鹿地区	令和5年10月31日から 同 年11月20日まで	養父市役所



兵庫県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和5年10月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	ふたた池地区	令和5年10月31日から 同 年11月20日まで	朝来市役所



兵庫県告示第1095号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成25年兵庫県告示第1250号（鳥獣保護区の設定）は、令和5年10月31日限り、廃止する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	区域	存続期間
芦屋市裏山鳥獣保護区	阪急電鉄神戸線と芦屋市及び神戸市の市界との交点を起点として、同所から同市界を北進して神戸市、芦屋市及び西宮市の3市界交点に至り、同所から芦屋市と西宮市の市界を東進及び南進して同市界と阪急電鉄神戸線との交点に至り、同所から阪急電鉄神戸線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで

六甲山鳥獣保護区	<p>神戸市兵庫区平野町における主要地方道山麓線と国道428号線との交点を起点として、同国道を北進して高座、二軒茶屋を経て主要地方道明石神戸宝塚線との交点小部峠に至り、同所から主要地方道明石神戸宝塚線（通称西六甲ドライブウェイ）を東進して、神戸市立六甲山牧場西北端の石楠花谷西尾根との交点北側山頂部に至り、同所から東北方水晶山山頂を見通し、水晶山からシュラインロードの行者堂を見通し、行者堂から雲ガ岩を見通し、雲ガ岩から更に北方湯漕谷山山頂を見通し、同山頂から同市北区有馬町と有野町の町界を北進して主要地方道宝塚唐櫃線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進して芦有ドライブウェイとの交点に至り、同所から同芦有ドライブウェイを南東進して神戸市と西宮市の市界との交点に至り、同所から同市界を南進して神戸市と、西宮芦屋市及び芦屋西宮市の3市界交点に至り、同所から神戸市と芦屋市の市界を南進して阪急電鉄神戸線との交点に至り、同所から同阪急電鉄神戸線を西進して石屋川との交点に至り、同所から同石屋川右岸を北進して住田橋地先の主要地方道山麓線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
稲美北部鳥獣保護区	<p>加古郡稲美町における県道宗佐土山線と県道野谷平岡線の交点を起点として、同所から県道宗佐土山線を北進して加古川市と稲美町の市町界に至り、同所から同市町界を東進して町道3053号に至り、同所から同町道を南進して県道大久保稲美加古川線に至り、同所から同県道を西進して県道野谷平岡線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
天満大池鳥獣保護区	<p>加古郡稲美町における県道宗佐土山線と県道志染土山線の交点を起点として、同所から県道宗佐土山線を北進して町道2007号線に至り、同所から同町道を東進して町道1006号線に至り、同所から同町道を南進して県道志染土山線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
先山鳥獣保護区	<p>洲本市下内膳における同市下内膳字石ヶ谷と同市下内膳字御神ヶ滝の字界と市道先山線の交点を起点として、同所から同市道を南西進及び北進して市道奥畑先山線に至り、同所から同市中川原町安坂字浅谷1460番1、1483番及び1485番の3地番界交点を見通した線を北東進して同交点に至り、同所から同市中川原町安坂字浅谷、同市下内膳字石ヶ谷及び同市下内膳字御神ヶ滝の3字界交点を見通した線を南東進して同交点に至り、同所から同市下内膳字石ヶ谷と同市下内膳字御神ヶ滝の字界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1096号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、平成25年兵庫県告示第1251号（特別保護地区の指定）は、令和5年10月31日限り、廃止する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	区域	存続期間
六甲山特別保護地区	神戸市灘区高羽における六甲ケーブル下駅を起点として、同所より表六甲ドライブウェイを北西進し、表六甲ドライブウェイより東方向に六甲山ケーブル山上駅を望む方向と六甲阪神稲荷神社より南方向へ望む交点から六甲ドライブウェイ沿い阪神稲荷神社入口を結び、同所より主要地方道明石神戸宝塚線を東進し記念碑台に至り、同所より神戸市道六甲山廻遊線を南東進し六甲山ケーブル山上駅に至り、同所より六甲ケーブルを南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで



兵庫県告示第1097号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、平成25年兵庫県告示第1252号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、令和5年10月31日限り、廃止する。
令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	特定猟具の種類	区域	存続期間
細川特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市細川町豊地における県道加古川三田線と美囊川左岸との交点を起点として、同所から同県道を南進及び南西進して山陽自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北西進して県道万勝寺久留美線との交点に至り、同所から同県道を北進して市道高畑北線との交点に至り、同所から同市道を東進して県道大畑小野線との交点に至り、同所から同県道を東進して三木市と加東市の市境界との交点に至り、同所から同市境界を北東進して県道神戸加東線との交点に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
滝野地域加古川両岸特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市穂積における国道175号と中国自動車道との交点を起点として、同所から中国自動車道を西進してJR加古川線に至り、同所から同線路を北東進して加東市と西脇市の市境界に至り、同所から同市境界を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

<p>青野ヶ原特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加西市栄町における自衛隊青野ヶ原演習場と県道三木宍粟線と加西市及び小野市境界交点を起点として、同所から同市境界を南西進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を西進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して自衛隊青野ヶ原演習場に至り、同所から加西市側の自衛隊青野ヶ原演習場境界を北進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北進して県道高岡北条線に至り、同所から同県道を東進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して市道高岡桜台線に至り、同所から同市道を南東進して加東市における自衛隊青野ヶ原演習場との境界に至り、同所から同演習場境界を東進して小野市における同演習場境界に至り、同所から同演習場境界を何東進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を西進して準用河川河合中川に至り、同所から同河川を南西進して市道2262号線に至り、同所から同市道を東進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を南進して市道2255号線に至り、同所から同市道を西進して準用河川粟生川に至り、同所から同河川を南東進して市道2234号線に至り、同所から同市道を西進して2271号線に至り、同所から同市道を北東進して市道237号線に至り、同所から同市道を北西進して加西市境界に至り、同所から同市境界を北進して自衛隊青野ヶ原演習場との交点に至り、同所から加西市側の同演習場境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>佐用町申山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>佐用町奥金近における町道金近線と町道申山線の交点を起点として、同所から町道申山線を北西進して中国横断自動車道姫路鳥取線に至り、同所から同自動車道を北西進して県道中三河佐用線に至り、同所から同県道を北東進して町道カイロク森谷線に至り、同所から同町道を東進及び南東進して町道金近線に至り、同所から同町道を南進及び南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>生野ダム特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>生野ダム北詰と国道429号の交点を起点として、同所から同国道を東進して市道菅町線に至り、同所から同市道を東進して市道青草線に至り、同所から同市道を南進して市道生野ダム湖岸線に至り、同所から同市道を西進して生野ダム南詰に至り、同所から同ダムを北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>

<p>秋津特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加東市古家における県道小野藍本線から市道秋津台環状線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道観光2号線に至り、同所から同市道を北進して市道秋津古家線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同郡社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して市道秋津清水線（同郡東条町、同郡社町及び三田市の境界点）に至り、同所から同市道を南進して加東西戸における県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>黒谷特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加東市黒谷における県道平木南山線と県道小野藍本線の交点を起点として、同所から同県道を南西進して市道東条廻淵線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同郡社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北進して県道平木南山線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>
<p>奥若杉特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>養父市大屋町若杉における同市と宍粟市の市界と県道大屋波賀線の交点を起点として、同所から同県道を東進して円山川森林計画区10林班と同区11林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進して同区7林班と同区11林班との林班界に至り、同所から同林班界を東進して同区5林班と同区7林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西進して同区4林班と同区7林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西進し同区4林班ア小班と同林班イ小班の小班界に至り、同所から同小班界を南西進して宍粟市と養父市の市界に至り、同所から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から令和15年10月31日まで</p>

<p>円山川沿岸 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>養父市と豊岡市の市界と円山川右岸堤防の交点を起点として、同所から同堤防を南進して市道坂本線に至り、同所から同市道を南進して県道宮津養父線に至り、同所から同県道を南進して県道物部藪崎線に至り、同所から同県道を南東進して県道金浦和田山線に至り、同所から同県道を南進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して市道山口旧国道線に至り、同所から同市道を南進して市道羽瀧旧県道2号線に至り、同所から同市道を北西進してJR播但線に至り、同所から同線を北進して神子畑橋梁北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して県道宮津養父線に至り、同所から同県道を西進して大屋橋東詰に至り、同所から大屋川右岸堤防を南進して建屋川右岸堤防に至り、同所から同堤防を南進して県道浅野山東線に至り、同所から同県道を西進して稲津橋西詰に至り、同所から建屋川左岸堤防を北進して大屋川右岸堤防に至り、同所から同堤防を西進して市道浅野稲津山手線に至り、同所から同市道を北進して浅野大橋北詰に至り、同所から大屋川左岸堤防を北東進して円山川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進して八木川右岸堤防に至り、同所から同堤防を南西進して市道小山朝倉線に至り、同所から同市道を北進して朝倉橋北詰に至り、同所から八木川左岸堤防を北東進して円山川左岸堤防に至り、同所から同堤防を北進して養父市と豊岡市の市界に至り、同所から同市界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで</p>
<p>権現ダム北 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加古川市志方町における市道権現ダム線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から同県道を東進して同市平荘町中山の交差点手前57メートル地点に至り、同所から南東進して権現ダム北東端における県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を南進及び西進して権現ダム北西端における市道権現ダム線に至り、同所から同市道を北西進して山陽自動車道高架下に至り、同所から北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで</p>
<p>神出・岩岡 野特定猟具 使用禁止区 域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区神出町田井における国道175号線と県道神戸加古川姫路線との交点を起点として、同所から同国道175号を南進して市道神出村第67号に至り、同所から同市道を西進して市道神出村第66号に至り、同所から同市道を南西進して県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して同区平野町印路における市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西進して神戸市役所岩岡出張所前における県道大久保稲見加古川線に至り、同所から同県道を北進して市道上村二見線に至り、同所から同市道を北東進して岩岡153号線に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村第102号線に至り、同所から同市道を北東進して県道六分一神出線に至り、同所から同県道を北東進して県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して神戸市と加古郡稲美町の市町境界に至り、同所から同市町境界を北進して同区神出町練部屋における県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和5年11月1日から 令和15年10月31日まで</p>

権現ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	加古川市志方町（権現ダム北西端）における市道権現ダム線と県道加古川右岸自転車道の交点を起点として、同所から同県道を南東進、北東進及び南西進し、さらに東進して権現第三ダム右岸に至り、同所から同ダム堰堤左岸の県道加古川右岸自転車道に至り、同所から同県道を南西進及び南東進して権現第二ダム右岸に至り、同所から同ダム堰堤左岸の県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を南西進して権現第一ダム右岸に至り、同所から同ダム堰堤左岸の市道権現ダム線に至り、同所から同市道を北進、西進及び北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
三木市西部第2特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市における国道175号と県道加古川三田線の交点を起点として、同所から県道加古川三田線に沿って西進して三木市と加古川市の市境界まで至り、同所から同市境界に沿って北進して加古川と美囊川の合流点で加古川市、小野市、三木市の3市境界点まで至り、同所から小野市と三木市の市境界に沿って東進して国道175号との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
加西市西長町大堂池特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市西長町大堂池における大堂池水面の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
林田町大堤特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市林田町大堤字古林612番2、613番1、614番、字西之奥615番から620番1まで、621番1、622番1、623番から630番まで及び632番から647番までの区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
鶏籠山特定猟具使用禁止区域	銃器・くくりわな	たつの市龍野町北龍野における近畿自然歩道と市道北龍野4号線の交点を起点とし、同所から同市道を南進して市道北龍野日山線に至り、同所から同市道を南進、東進及び南進して市道柳原本町線に至り、同所から同市道を南西進して市道中霞城旭橋線に至り、同所から同市道を西進及び北西進して市道紅葉谷揖保川線に至り、同所から同市道を北進して市道龍野公園線に至り、同所から同市道を西進及び南西進して市道水神町龍野公園線に至り、同所から同市道を西進して龍野配水池に至り、同所から遊歩道を北進及び北東進して鶏籠山国有林574林班お小班との小班の小班界に至り、同所から尾根沿いに北進して的場山山頂に至り、同山頂から近畿自然歩道を北東進、南東進、北進及び東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

兵庫県告示第1098号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

たつの市新宮町栗町字石ヶ坪410番6の一部及びたつの市新宮町鍛冶屋字石ヶ坪847番11の一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

兵庫県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年10月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年10月31日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町芦屋字西岡323番6から 同 郡同 町浜坂字西岡2606番7まで	旧	11.0から 25.0まで	63.0	
	美方郡新温泉町芦屋字西岡323番6から 同 郡同 町浜坂字西岡2607番1まで	新	22.0から 26.0まで	63.0	

兵庫県告示第1100号

令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

下秋里(2) I（139020133）の項中別図15を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
目坂(2) I (113000108)	赤穂市目坂（別図72のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり

兵庫県告示第1102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下秋里(3)Ⅱ (139020136)	佐用郡佐用町下秋里(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり



兵庫県告示第1103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1096号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大糠川Ⅰ (240020037)	美方郡香美町村岡区大糠(別図141のとおり)	土石流	別図141のとおり



兵庫県告示第1104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
尼崎市	阪神間都市計画生産緑地地区	—



兵庫県告示第1105号

平成17年兵庫県告示第1187号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表(小野市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。

表（小野市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
垂井町地区 条例別表第3の3の項	小野市垂井町字山新田、字向山、字道之東及び字宮之上の各一部並びに中町字向山の一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
中町地区 条例別表第3の3の項	小野市中町字向山の一部及び垂井町字向山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
中町地区 条例別表第3の5の項	小野市中町字田畑下及び字向山の各一部並びに天神町字向山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
天神町地区 条例別表第3の3の項	小野市天神町字天神、字天神西山、字天神西、字大歳ノ上、字大歳ノ上西、字鴨井及び字鴨井下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市天神町字天神西山、字天神西及び字天神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）及び使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定するものをいう。）の処理事業の用に供する建築物を除く。以下同じ。）	平成20年1月29日
日吉町地区 条例別表第3の3の項	小野市日吉町字大西谷、字五平田、字郡盛、字竹競、字箕ヶ谷南、字小西谷、字小西谷東、字中尾、字東谷、字王子谷及び字箕ヶ谷の各一部、天神町字鴨井の一部並びに長尾町字中田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市日吉町字大西谷及び字五平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

長尾町地区 条例別表第3の3 の項	小野市長尾町字松之元、字中田、 字中田山、字西美ノ畑、字東美ノ 畑、字中川原、字古天神、字将監、 字上ノ垣内、字谷口、字堂ノ前、 字迎田、字善明、字池ノ谷、字宮 ノ前、字奥ノ北、字高岡、字畷川 谷及び字深谷の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
栄町地区 条例別表第3の3 の項	小野市栄町字松ノ下、字水汲、字 山ノ下、字北谷及び字宮ノ前の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
浄谷町地区 条例別表第3の2 の項	小野市浄谷町字帝釋前、字三町田 及び字南池ノ下の各一部並びに 黒川町字小深田の一部で別図に 示す区域	別表の3の項に規定す る小野市沿道集積区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
	小野市浄谷町字大道ノ上及び字 南池ノ内の各一部で別図に示す 区域	別表の4の項に規定す る小野市産業拠点区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日) (令和5年10月31日)
浄谷町地区 条例別表第3の3 の項	小野市浄谷町字南谷、字常仕田、 字寺山、字大門、字南池ノ内、字 前野、字大道ノ上、字土山、字帝 釋前、字南池ノ下、字三町田、字 大道ノ下、字石丸、字曆谷ノ下、 字北池ノ下及び字水井田の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (令和5年10月31日)
	小野市浄谷町字帝釋前、字南池ノ 下及び字土山の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
浄谷町地区 条例別表第3の5 の項	小野市浄谷町字寺山の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
黒川町地区 条例別表第3の2 の項	小野市黒川町字小深田の一部で 別図に示す区域	別表の3の項に規定す る小野市沿道集積区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
黒川町地区 条例別表第3の3 の項	小野市黒川町字経塚、字物見ケ岬 及び字萬四良カチの各一部並び に天神町字天神西山及び字後山 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市天神町字天神西山及び字 後山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日

葉多町地区 条例別表第3の3 の項	小野市葉多町字長曾、字堂ノ前、 字門田、字家ケ内、字西羅、字城 の前、字荒神元及び字横枕の各一 部並びに久茂町字野田の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市葉多町字荒神元、字城の前 及び字門田の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
久茂町地区 条例別表第3の3 の項	小野市久茂町字下野田、字野田、 大町、字二畝田、字西畠、字岩ノ 本及び字宮ノ下の各一部、葉多町 字長曾、字道町及び字堂ノ前の各 一部並びに下大部町字東山、字池 町、字稗田及び字沢池ノ東の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市葉多町字長曾、字道町及び 字堂ノ前の各一部並びに下大部 町字池町及び字東山の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
下大部町地区 条例別表第3の2 の項	小野市下大部町字長野、字中長野 及び字下長野の各一部並びに片 山町字車ノ下及び字河原の各一 部で別図に示す区域	別表の4の項に規定す る小野市産業拠点区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
下大部町地区 条例別表第3の3 の項	小野市下大部町字東山、字野キ ワ、字岡ノ山、字稗田、字沢ノ前、 字門田、字谷田、字宮ノ前、字普 照田、字中長野、字長野、字河原 山、字西ノ尾、字上ノ賀内及び字 沢池ノ東の各一部、片山町字愛宕 ノ下及び字北野の各一部、葉多町 字長曾の一部並びに田園町字岡 ノ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市下大部町字東山、字野キ ワ、字稗田及び字沢池ノ東の各一 部、片山町字北野の一部並びに葉 多町字長曾の一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
片山町地区 条例別表第3の3 の項	小野市片山町字谷田野、字海本、 字下ノ田、字東屋敷、字西屋敷、 字愛宕ノ下、字大新田、字長サ及 び字北野の各一部、大島町字山ノ 下及び字池ノ尻の各一部並びに 田園町字岡ノ山の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (令和5年10月31日)
	小野市片山町字東屋敷、字愛宕ノ 下、字大新田及び字長サの各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	

大開町地区 条例別表第3の3 の項	小野市大開町字池奥東、字草荷野、字南谷、字谷山及び字堂ノ上の各一部並びに日吉町字池之奥東の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市大開町字草荷野の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
大開町地区 条例別表第3の5 の項	小野市大開町字池奥東、字石ケ谷、字草荷野及び字南谷の各一部、日吉町字池之奥東の一部、山田町字石ケ谷の一部並びに栄町字南谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
北丘町地区 条例別表第3の2 の項	小野市北丘町字浄土寺山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
北丘町地区 条例別表第3の3 の項	小野市北丘町字寺山及び字浄土寺山の各一部並びに浄谷町字寺山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市北丘町字浄土寺山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
復井町地区 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字カワラヤ、字西山、字上ノ地、字下田、字伏原、字両面、字当ノ木、字源田、字乗兼、字トヘノ内、字坂ノ下、字北大道、字寺ノ北、字北畠、字小トン田、字イノコマ、字谷川及び字カミ田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
復井町地区 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字平地、字皿池、字川端及び字舟戸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
西山町地区 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字西山及び字平地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
西山町地区 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字平地の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
青野ヶ原町地区 条例別表第3の1 の項	小野市復井町字十郎の一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)

青野ヶ原町地区 条例別表第3の3 の項	小野市復井町字カワラヤ、字伏原、字深田、字十郎、字源田、字芝ノ後、字蓬萊野、字大木、字川端及び字長ハイの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市復井町字川端及び字芝ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
青野ヶ原町地区 条例別表第3の5 の項	小野市復井町字川端の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
河合中町地区 条例別表第3の1 の項	小野市河合中町字中座及び字寺垣内の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
河合中町地区 条例別表第3の3 の項	小野市河合中町字蓬萊野、字中座、字栗ノ木、字寺垣内、字大木、字宮ノ後、字井ノ口、字宮ノ前、字薬師前、字中ノ垣内、字小淵、字新宿垣内、字末釜、字イヤケ端、字為重、字門田、字小堀、字西ノ門、字矢待、字平ノ垣内、字大將軍、字古屋敷、字コモサ、字奥ノ後、字松印庵前、字ヲクラ山、字構及び字横手の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市河合中町字構、字横手及び字松印庵前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
河合中町地区 条例別表第3の5 の項	小野市河合中町字蓬萊野及び字井ノ口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
河合西町地区 条例別表第3の3 の項	小野市河合西町字城成、字前條、字土居、字地藏田、字兼ノ下、字阿東、字構、字外堀、字後山、字正町、字梶子原、字藤ノ木、字御座舗、字西田、字京之坪、字甲之内、字松之内、字上殿、字戸手之口、字中之社、字オノ本、字満中、字森ノ西、字中溝、字イノ木前及び字宮之端の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市河合西町字上殿、字戸手之口及び字松之内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

新部町地区 条例別表第3の3 の項	小野市新部町字門前、字井ノ口、 字仲田、字西久保田、字東久保田、 字流田、字本村、字垣ノ内、字河 原畑ケ、字宮本、字力万、字東畑 ケ、字構、字殿ノ後、字豊福、字 萱の尻、字桑村、字尼ケトテ、字 三十六、字大寺、字小垂、字岸田、 字布部、字円行及び字井摺の各一 部、字河合西町、字成城及び字大 寺の各一部、旭新町字一丁目の一 部並びに三和町字アラケの一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市新部町字大寺、字尼ケト テ、字布部、字豊福、字力万及び 字仲田の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
新部町地区 条例別表第3の5 の項	小野市新部町字大寺、字小垂及び 字寺山の各一部並びに河合西町 字下戸場の全部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
旭町地区 条例別表第3の3 の項	小野市三和町字長畑ケ、字上河 原、字上ノ瀬、字新畑、字畑ノ下、 字鍛冶屋及び字中島の各一部、旭 新町字一丁目及び字二丁目の各 一部並びに新部町字門前、字井ノ 口及び字仲田の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市旭町字一丁目及び字二丁 目の各一部、新部町字仲田及び字 井ノ口の各一部並びに三和町字 上河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
昭和町地区 条例別表第3の3 の項	小野市昭和町字藪ノ下、字五反 田、字山田、字山ノ下、字四反田、 字梅ノ木及び字三十代の各一部 並びに三和町字柳田、字ナラノ 木、字長畑ケ、字新畑ケ及び字四 反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市昭和町字四反田及び字藪 ノ下の各一部並びに三和町字四 反田及び字柳田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日

三和町地区 条例別表第3の3 の項	小野市三和町字上ノ瀬、字長畑ケ、字サカイ、字下河原、字蔵屋舗、字鍛冶屋、字畑ノ下、字中島、字岩黒、字カト川、字アラケ、字柳田、字長町、字ナラノ木及び字町田の各一部並びに旭町字一丁目の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成29年1月24日)
	小野市三和町字長町及び字中島の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
粟生町地区 条例別表第3の1 の項	小野市粟生町字前田、字島田、字大畑及び字胡麻田の各一部で別図に示す区域	別表の1の項に規定する小野市基幹駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日) (平成29年1月24日)
粟生町地区 条例別表第3の3 の項	小野市粟生町字池ノ向、字北条、字川原、字高堰、字大水口、字鍵町、字田井、字正雀、字立町、字仲島通、字下条、字島田、字胡麻田、字大畑、字前田、字西ホ、字森条、字井井、字岡条、字宮ノ西及び字中田の各一部並びに阿形町字向川原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (平成29年1月24日)
	小野市粟生町字下条、字中田、字正雀、字田井、字鍵町、字立町、字仲島通及び字大畑の各一部並びに阿形町字向川原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
粟生町地区 条例別表第3の5 の項	小野市粟生町字宮ノ西、字正雀、字中田及び字田井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
黍田町地区 条例別表第3の3 の項	小野市黍田町字屋敷田、字岡ノカチ、字片山、字ヘラ町、字西ノ谷、字石原山、字西ノ山、字白雲谷、字上ノ段、字小倉山及び字沖中曾根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
下来住町地区 条例別表第3の1 の項	小野市下来住町字中村前、字屋形、字松ケ内及び字高田の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)

下来住町地区 条例別表第3の3 の項	小野市下来住町字深田、字越前、 字上代、字屋形、字沖代、字高田、 字中村前、字田中前、字ミノ代、 字川原、字紺屋カチ、字辻山、字 平野、字堂ノ後、字松ケ内、字竹 谷、字東高在、字西高在、字黒代、 字寺山及び字十二塚口の各一部 並びに来住町字舟本、字五反田、 字石橋、字下ノ沖及び字池ノ内の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市下来住町字屋形、字寺山、 字田中前、字ミノ代、字松ケ内、 字竹谷及び字堂ノ後の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
下来住町地区 条例別表第3の5 の項	小野市下来住町字高川原、字流作 及び字下野の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
来住町地区 条例別表第3の3 の項	小野市来住町字三反田、字葛ケ 谷、字塩ケ山、字舟本、字北代、 字脇寺、字広原、字長ヲサ、字広 原ノ西、字孫山ノ上、字下ノ沖、 字石橋、字沖ノ西、字家老戸谷、 字浦ノ山、字筋谷、字屋敷谷、字 筋谷ノ上、字中ノ島、字下ノ割、 字東畑ケ、字猫池谷、字兜塚、字 背戸ケ谷、字上ノ山、字男池ノ下、 字山ノ間、字山ノ間ノ下及び字新 田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市来住町字山ノ間、字山ノ間 ノ下及び字新田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
来住町地区 条例別表第3の5 の項	小野市来住町字三反田、字葛ケ 谷、字西山ノ下及び字上ノ山の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
阿形町地区 条例別表第3の3 の項	小野市阿形町字池町、字西ノ岡、 字西殿垣内、字東殿垣内、字佃、 字上ノ地、字前之芝、字岡、字林 山、字平見及び字向川原の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市阿形町字東殿垣内、字上ノ 地、字西殿垣内及び字池町の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日

阿形町地区 条例別表第3の5 の項	小野市阿形町字中川原の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
西脇町地区 条例別表第3の3 の項	小野市西脇町字天野屋新田及び 字観音山の全部並びに字境新田 西、字王子ケ原、字大和畑、字古 宮ノ下、字大和林、字追越、字神 子ケ淵、字河原添、字上川田、字 西ノ河原、字道境、字泰ノ垣内、 字前垣内、字東畑ケ及び字裏垣内 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市西脇町字神子ケ淵、字観音 山及び字大和林の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
西脇町地区 条例別表第3の5 の項	小野市西脇町字王子ケ原、字西王 子ケ原及び字境田裏野の各一部 並びに粟生町字天野屋新田の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
福甸町地区 条例別表第3の3 の項	小野市福甸町字黒岩及び字姫ケ 淵の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市福甸町字黒岩の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
市場町地区 条例別表第3の2 の項	小野市市場町字郷作、字庄司口、 字池ノ下、字中曾根、字高芝及び 字広島の各一部並びに池尻町字 下ケ芝の一部で別図に示す区域	別表の3の項に規定す る小野市沿道集積区域 に建築できる建築物	令和5年10月31日
市場町地区 条例別表第3の3 の項	小野市市場町字上向嶋、字寺ノ 下、字鳥居元、字淵端、字玉崎、 字北山、字狐塚、字向嶋、字橋ケ 詰、字北ノ後、字手崎、字出端坂、 字六反開地、字供御開地、字下司、 字郷作、字庄司口、字池ノ下、字 野田、字堂ノ下、字内垣内、字中 曾根、字廣嶋、字高芝及び字柳原 の各一部並びに大島町字落合及 び字宮ノ上の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (令和5年10月31日)
	小野市市場町字淵端、字寺ノ下、 字鳥居元、字北ノ後、字橋ケ詰、 字向嶋、字下司、字六反開地、字 手崎、字出端坂、字郷作、字庄司 口、字池ノ下、字野田、字中曾根、 字廣嶋、字高芝、字北山及び字狐 塚の各一部並びに大島町字宮ノ 上の一部	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日 (令和5年10月31日)

市場町地区 条例別表第3の5 の項	小野市市場町字北山及び字狐塚 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	平成20年1月29日
檜山町地区 条例別表第3の1 の項	小野市檜山町字水谷口、字水谷拍 子谷、字東垣内及び字腰掛の各一 部で別図に示す区域	別表の1の項に規定す る小野市基幹駅前区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
檜山町地区 条例別表第3の2 の項	小野市檜山町字梅ヶ谷平、字向 山、字梅谷、字大谷及び字後ノ谷 の各一部で別図に示す区域	別表の5の項に規定す る小野市流通拠点区域 に建築できる建築物	平成20年1月29日 (令和5年10月31日)
檜山町地区 条例別表第3の3 の項	小野市檜山町字齒抜谷、字芦谷、 字水谷口、字水谷拍子谷、字梅ヶ 谷、字大原口、字向山、字東垣内、 字内垣内、字久語、字山ノ下、字 向垣内、字西ノ垣内、字松本、字 野田ノ畑、字大道ノ下、字原ノ垣 内、字軸谷、字北ノ垣内、字力石、 字柿内、字神木及び字堂坂の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市檜山町字齒抜谷、字芦谷、 字水谷拍子谷及び字水谷口の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成20年1月29日
檜山町地区 条例別表第3の5 の項	小野市檜山町字水谷口、字大崎、 字三角山及び字廣嶋の各一部並 びに市場町字廣嶋の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物及 び同表第3の7の項に 規定する建築物	同上
榊町地区 条例別表第3の3 の項	小野市榊町字宮ノ前、字榊谷、字 妙見ノ前、字際谷、字下坂、字角 田、字荒田、字樋尻谷及び字谷口 の各一部並びに匠台の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成17年11月4日
大島町地区 条例別表第3の3 の項	小野市大島町字金輪、字高川原、 字宮ノ上、字小松原、字大町、字 長町、字四丁田、字丸町、字カチ、 字道仙、字衫宜、字堂ノ前、字西 畑ヶ、字西垣内、字岡田垣内、字 江川、字国沢、字東、字江川口、 字川ノ上、字三角、字長畑、字瀨 バタ、字出口、字北垣内、字山ノ 下、字野田、字泰中、字溝ノ後及 び字古垣内の各一部、市場町字瀨 端及び字鳥居元の各一部並びに 片山町字谷田野及び字下ノ田の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上

	小野市大島町字北垣内、字野田、字出口、字長畑、字淵バタ、字川ノ上、字西畑ケ、字道仙、字堂ノ前、字江川口、字珍宜、字溝ノ後及び字宮ノ上の各一部、市場町字淵端の一部並びに片山町字下ノ田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
大島町地区 条例別表第3の5の項	小野市大島町字江川口、字江川及び字宮ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
山田町地区 条例別表第3の3の項	小野市山田町字坂ノ下、字西ノ前、字西ノ芝、字東ノ前、字南垣之内、字向イ田、字堂ノ前、字平等、字中通り、字ダケ之下、字先垣内、字向イ、字岡之上、字名葉ノ木、字舟附、字岩ケ谷、字橋形、字土天、字五所之芝及び字大坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市山田町字舟附、字名葉ノ木、字橋形及び字岩ケ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
池尻町地区 条例別表第3の1の項	小野市池尻町字尾ノカチ及び字大道ノ下の各一部で別図に示す区域	別表の2の項に規定する小野市一般駅前区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
池尻町地区 条例別表第3の3の項	小野市池尻町字後カチ、字澤ノ下、字竹が下、字中尾、字尾ノカチ、字大道ノ下、字広島、字下ケ芝及び字土井垣内の各一部、檜山町字北ノ垣内、字大坪及び字野田ノ上の各一部並びに市場町字池ノ下、字大道ノ下及び字六反開地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市池尻町字下ケ芝の一部並びに市場町字池ノ下及び字大道ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
池尻町地区 条例別表第3の5の項	小野市市場町字廣嶋の一部で別図に示す区域で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
二葉町地区 条例別表第3の3の項	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部、垂井町字向山の一部並びに市場町字丹波坂及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部及び垂井町字向山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日

二葉町地区 条例別表第3の5 の項	小野市二葉町の一部、天神町字向山の一部並びに垂井町字向山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
高田町地区 条例別表第3の2 の項	小野市高田町字惣山及び字野山の各一部、鹿野町字鹿野ヶ原の一部並びに敷地町字柳原の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
高田町地区 条例別表第3の3 の項	小野市高田町字中畑ヶ、字村北、字村中通、字大蔵、字村前、字久保田、字野山、字山ノ下、字地藏ノ本、字古苗代、字宮ノ後、字山畑、字芝山及び字上田の各一部並びに鹿野町字村下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市高田町字中畑ヶ、字山ノ下、字上田、字山畑及び字芝山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
高田町地区 条例別表第3の5 の項	小野市高田町字上田、字山畑、字芝山及び字惣山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
喜多町地区 条例別表第3の2 の項	小野市喜多町字川原、字中土井及び字大土井の各一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
喜多町地区 条例別表第3の3 の項	小野市喜多町字芝山の全部並びに字大土井、字池ノ本、字陰町、字平柳、字村中、字市ノ坪、字大坪、字オノ神及び字陸地の各一部並びに高田町字芝山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市喜多町字大土井、字陰町、字市ノ坪及び字陸地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
喜多町地区 条例別表第3の5 の項	小野市喜多町字池ノ本、字陰町及び字陸地の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
鹿野町地区 条例別表第3の2 の項	小野市鹿野町字鹿野ヶ原の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
鹿野町地区 条例別表第3の3 の項	小野市鹿野町字カチ、字狐塚、字兼ガチ、字西ノ沢、字小谷、字秋長、字中ノ沢及び字鹿野ヶ原の各一部並びに高田町字上田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)

	小野市鹿野町字兼ガチ及び字中ノ沢の各一部並びに高田町字上田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
鹿野町地区 条例別表第3の5の項	小野市鹿野町字秋長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
敷地町地区 条例別表第3の3の項	小野市敷地町字ウチダ、字クロフカ、字ナカラ、字宮林、字ワキタ、字ケンサカ、字竹ノ後、字ホリイケ、字イカチ、字山ノ下、字南イカチ、字大井、字丁田、字マヘタ、字ウシロ、字キタガチ及び字イナツキの各一部、広渡町字谷田の一部並びに中島町字西ノ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日)
	小野市敷地町字キタガチ、字ウシロ、字ホリイケ、字竹ノ後、字大井、字ウチダ、字クロフカ、字ナカラ及び字宮林の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
敷地町地区 条例別表第3の5の項	小野市敷地町字ウチダの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上
住永町地区 条例別表第3の2の項	小野市住永町字西ヌマ及び字塩売道ノ下の各一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
住永町地区 条例別表第3の3の項	小野市住永町字高土手ノ上、字中道東、字中道西、字高屋敷、字石バシ、字ミヤス、字塩売道ノ下、字西ヌマ、字河原山及び字谷田の各一部並びに王子町字上溝、字川原田及び字長生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市住永町字中道東及び字中道西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
王子町地区 条例別表第3の3の項	小野市王子町字小山ノ下、字城ノ下、字上溝及び字辻ノ外の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日

中島町地区 条例別表第3の3 の項	小野市中島町字ドテ及び字三味ノ前の全部並びに字出張、字ヒラキ、字丸町、字西ノ谷、字大畑ケ、字岩ノ前、字村ノ後、字村ノ東、字村ノ前、字池ノ尻、字大坪、字谷戸崎及び字馬場崎の各一部、敷地町字ナカヲ及び字クロフカの各一部、広渡町字ソワの一部並びに浄谷町字中曽根及び字中田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
	小野市中島町字三味ノ前の全部並びに字大畑ケ、字出張、字ヒラキ、字西ノ谷及び字村ノ東の各一部並びに浄谷町字中曽根の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
広渡町地区 条例別表第3の2 の項	小野市鹿野町字鹿野ケ原の一部及び高田町字野山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
広渡町地区 条例別表第3の3 の項	小野市広渡町字ソワ、字二反田、字郷ノ上、字竹ノ本及び字谷田の各一部、敷地町字ウチダ、字クロフカ及び字宮林の各一部並びに中島町字ヒラキ及び字岩ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (令和5年10月31日)
	小野市広渡町字ソワ及び字二反田の各一部、敷地町字ウチダ及び字クロフカの各一部並びに中島町字ヒラキの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日 (令和5年10月31日)
広渡町地区 条例別表第3の5 の項	小野市敷地町字クロフカの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	平成20年1月29日
古川町地区 条例別表第3の2 の項	小野市古川町字溝向、字辻ノ内及び字ハザコの各一部で別図に示す区域	別表の3の項に規定する小野市沿道集積区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日) (平成29年1月24日)
	小野市古川町字南山の一部で別図に示す区域	別表の4の項に規定する小野市産業拠点区域に建築できる建築物	平成20年1月29日 (平成21年7月21日)
古川町地区 条例別表第3の3 の項	小野市古川町字山ノ下、字ムセノ本、字長田、字村下、字雨ソ、字中田之上、字四反田、字垣ノ本、字北沢、字溝向、字辻ノ内、字ハザコ、字野田、字松葉及び字大年ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日 (平成20年1月29日) (平成29年1月24日)

	小野市古川町字大年ノ前、字雨ノ、字村下、字松葉、字溝向及び字中田之上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日 (平成29年1月24日)
高山町地区 条例別表第3の3の項	小野市高山町字東高山及び字西高山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年1月29日
久保木町地区 条例別表第3の3の項	小野市久保木町字久保井、字春井、字山ノ下、字仲田、字東苗代、字後垣内、字前垣内、字大田、字西之芝、字広ヶ森、字宮ノ下、字下川田、字葉ノ木、字生塚、字城ノ下、字神田、字出春及び字尾先の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年11月4日
	小野市久保木町字西之芝、字前垣内、字東苗代及び字春井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成20年1月29日
久保木町地区 条例別表第3の5の項	小野市久保木町字出晴の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物及び同表第3の7の項に規定する建築物	同上

別表

区域の名称	左記の区域に建築できる建築物
<p>1 小野市基幹駅前区域</p>	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。ただし、粟生町地区の指定の際現に存する建築物についてはこの限りでない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物をいう。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物をいう。） 3 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる社会福祉施設に限る。） 6 病院 7 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 8 診療所 9 巡査派出所、公衆電話所等（建築基準法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物をいう。） 10 建築基準法別表第2（は）項第7号に掲げる公益上必要な建築物 11 第4号から前号までに掲げる建築物に付属する自動車庫の用途に供するもので、階数が2以下かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 13 第3号、第8号、第9号（巡査派出所に限る。）及び第12号の用途を兼ねる住宅で、各号の事業を実施する者が自ら居住するもの
<p>2 小野市一般駅前区域</p>	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物をいう。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げる建築物をいう。） 3 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 4 駅舎その他の鉄道の施設及び鉄道の利用に必要な公益施設 5 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 6 第3号及び第5号の用途を兼ねる住宅で、各号の事業を実施する者が自ら居住するもの

<p>3 小野市沿道集積区域</p>	<p>次に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下のものとする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店舗及び飲食店等（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる建築物の用途に供するものをいう。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 2 学校、図書館その他これらに類するもの 3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる社会福祉施設に限る。） 4 病院 5 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。） 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所等（建築基準法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物をいう。） 8 建築基準法別表第2（は）項第7号に掲げる公益上必要な建築物 9 第3号から前号までに掲げる建築物に付属する自動車車庫の用途に供するもので、階数が2以下かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するもの及び資材置き場の管理施設等を除く。）の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの 11 自動車修理工場
<p>4 小野市産業拠点区域</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場及び研究所 2 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定される一般貨物自動車運送事業の用に供される建築物 3 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物 4 事務所の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3000平方メートル以下のもの
<p>5 小野市流通拠点区域</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場及び研究所 2 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定される一般貨物自動車運送事業の用に供される建築物 3 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する建築物

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A304390	令和5年12月13日	佐用町	西播磨県民局	令和5年8月

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販 売業者の所在及び名称	交付県民局、 県民センター	紛失 年月
20 リットル 券	船舶	H08 2433275	令和5年 11月30日	1	佐用町横坂407-1 株式会社吉田石油店 佐用インター給油所	西播磨県民局	令和5 年8月
20 リットル 券	船舶	H08 2433286 ～ H08 2433377	令和5年 11月30日	92	佐用町横坂407-1 株式会社吉田石油店 佐用インター給油所	西播磨県民局	令和5 年8月



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年10月31日

契約担当者

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約

(2) 仕様

契約担当者が入札説明書で指定する仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで

(4) 履行場所

宝塚市旭町2-4-15 宝塚総合庁舎 他

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県届出物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の開札の日において受けていな

い者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

兵庫県阪神北県民局総務企画室財務担当

電話 (0797) 83-3112 F A X (0797) 86-4379

- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年10月31日(火)から同年11月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月16日(木) 午前10時30分

イ 場所 兵庫県宝塚総合庁舎 地下1階第4会議室(兵庫県宝塚市旭町2-4-15)

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を持参すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年11月15日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年11月15日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に上記2(1)に示した資格を有することを証明する書類を添付して、令和5年11月9日(木)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字松東751番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市御国野町御着367番地7

トラミッドハウジング株式会社 代表取締役 大澤寛祐

3 許可年月日及び許可番号

令和5年8月4日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17-2号（4高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市朝妻町字池ノ上1049番34の一部、1049番35の一部、1049番38、1049番57、1049番66の一部、1049番70、1049番71、1060番、1060番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加西市朝妻町1049番地の57

株式会社中谷製作所 代表取締役 中谷行裕

3 許可年月日及び許可番号

令和4年11月21日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17号（4加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市黒崎町95番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市飾磨区野田町153番地
ヴェル・ハウジング株式会社 代表取締役 横山英人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月22日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-3号（5赤穂）

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年10月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第9号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項の表中

国内完結型マルチプレックスがん遺伝子パネル検査	1人1回につき600,000円
-------------------------	-----------------

を削り、同表「周術期デュルバルマブ静脈内投与療法」の項の次に次のように加える。

S-1 内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法	1人1回につき764,750円
-----------------------------------	-----------------

附 則

この管理規程は、令和5年11月1日から施行する。